

東京農業の各地域のトピック

都市地域・都市周辺地域の事例

1 農福連携農園で生きがいを創出

杉並区では、都市農地の多面的機能と福祉の連携を図るため、令和3年4月に農福連携農園（すぎのこ農園）を開園しました。障害者や高齢者等の生きがいの創出に加え、就労を希望する障害者の雇用の促進など、福祉事業との連携を強化した取組を行っています。

また、園内で収穫した農産物を利用した料理体験等も実施しています。



すぎのこ農園

2 果樹の根域制限栽培

果樹の根域制限栽培は、土量を制限した培地に苗を植え付けることで、根の分布域を制限する栽培法です。樹体のコンパクト化や早期成園化、作業省力化、果実品質向上、土壌病害回避などの効果が期待され、都内では、北多摩地域を中心に約30戸のナシやブドウ農家が導入しています。果実は、共同直売所等で販売され、収益力の向上につながることを期待されています。



ナシの根域制限栽培

3 市民が農業に親しむ農業公園

府中市は、生産緑地を買取った土地を活用し、農地や農業が持つ「環境」「防災」「教育」などの多面的機能や都市農業の魅力を発信する場として、令和3年3月に農業公園を開園しました。園内には、実習農場や体験学習施設が整備され、市民が農業に親しみ都市農業への理解を深めるとともに、地域コミュニティの活性化につながっていくことが期待されます。

また、防災兼用農業用井戸、かまどベンチ、災害用トイレなどの防災機能も備えており、災害時の避難場所としても利用できるようになっています。



農業公園
(府中市西府町)

4 東京生まれのジェラートはいかが？

瑞穂町の清水牧場は、東京の酪農界のトップランナーです。農場に併設されているジェラート加工販売施設「WESTLAND FARM」は、後継者ご夫妻の「自分の牧場の搾りたての牛乳から作ったジェラートを食べてもらいたい」という強い思いが形となった店舗です。店内には様々なフレーバーのジェラートが並び、大変好評です。



ジェラート店内の様子

5 八王子パッションフルーツの名産化へ向けた取組

八王子市のパッションフルーツ生産は、小笠原を旅行した一人の農家から始まりました。現在、「八王子市農協パッションフルーツ生産組合」が結成され、若手生産者を中心に栽培が行われています。

道の駅や共同直売所などで生果が販売されているほか、JA と地元の商工会議所や洋菓子店などが連携し、新たな名産品とすることを目指して、ジャムやワインなど加工品の開発も行われています。



ふるさと納税の返礼品に選出
「パッションフルーツサイダー」

中山間地域の事例

1 台風からの復活／奥多摩のワサビ栽培を守ります

令和元年10月の台風19号は、江戸時代から続く奥多摩町のワサビ田に甚大な被害をもたらしました。ワサビ栽培の復活に向けた石垣等の復旧は困難な事業となりましたが、発災から3年目の令和3年度末に完了しました。

現在では、復旧作業の終了したワサビ田への定植が進み、伝統のワサビ田が復活して、香り高いワサビが収穫されています。



奥多摩町のワサビ田
(上段：被災時、下段復旧後)

2 特産農産物を活用した地域活性化の推進

「エコツーリズム」を推進している檜原村では、農林業と観光業との連携により、都市と農村の交流人口の拡大と雇用創出を図るため、特産品のじゃがいもを活用した焼酎の生産を目指していました。令和元年に、少量での焼酎生産を可能にする焼酎特区として認められ、村は翌年度、「じゃがいも焼酎製造工場」を整備しました。特産品のじゃがいもを原料とした焼酎は、メイド・イン・ヒノハラの特産品として期待されています。工場には焼酎製造の見学スペースや地元農産物の加工・販売施設も設けられています。



じゃがいも焼酎製造工場

島しょ地域の事例

1 大島のブバルディア

伊豆諸島の大島は、古くから花の産地として切花類を中心とした花き園芸が盛んです。その大島で最も多く栽培・出荷されているブバルディアは、東京都中央卸売市場におけるシェアの50%を占めています。

農総研が開発したブバルディア「東京スター」・「東京ダブルスター」シリーズ(いずれも品種登録出願公表中)の導入が試験的に始まっており、大島のブバルディア生産がさらに飛躍することが期待されています。



ブバルディア

2 島の宝物～果皮まで美味しい「八丈フルーツレモン」～

昭和15年に八丈島の農家・菊池雄二氏がテニアン島から持ち帰ったレモンは、栽培がしやすく、果汁が多いという特徴を持ち、「菊池レモン」として多くの島民に栽培されてきました。

従来は、完熟前の緑色の状態で収穫されていましたが、島しょ農林水産総合センターにより果皮に苦味が無く、酸味が柔らかくなるよう樹上完熟させる栽培方法が考案されました。現在では、多くの農家がこの手法で生産しており、「八丈フルーツレモン」のブランド名で出荷しています。



樹上完熟した
「八丈フルーツレモン」

3 小笠原村の農産物

小笠原村では亜熱帯性の気候を活かした農業経営が行われています。熱帯果樹のパッションフルーツや、青い果皮が人気の島レモン、冬でも糖度の高いミニトマトなどの生産が盛んで、耐風性の高い農業生産施設の導入が進んだことにより、生産量は増加傾向にあります。

世界自然遺産登録地である小笠原村には、毎年多くの観光客が訪れており、島内での消費やお土産として、村の特産農産物の需要はますます高まっています。



パッションフルーツ

用語集

円滑化法（都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）） P 8

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とした法律。

本法の制定により、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える新たな仕組みが平成 30 年 9 月 1 日から始まった。貸借の契約期間経過後には貸し手に生産緑地が確実に返還されることや、市民農園を開設する場合は農地所有者から直接借りられるというメリットがあり、さらに貸し手は相続税納税猶予を受けたままで生産緑地を貸すことが可能になったことから、都内でも生産緑地の貸借が増加している。

援農ボランティア P 12

農家へ出向いて、報酬を目的とせず、農作業の援助を行う者

化学合成農薬 P 81

化学的手段により合成した物質（化学物質）を成分に含む農薬

化学肥料 P 9

鉱物などの無機物から化学的に合成し、あるいは天然産の無機物の原料を化学的に加工して作った肥料

家畜伝染病 P 40

家畜の伝染性疾病の中で、特にその発生予防及びまん延防止を図る必要がある重要な伝染性疾病として家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）において指定している病気。豚熱や高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等 28 種がある。

環境保全型農業 P 15

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

高付加価値化（農産物の高付加価値化） P 31

本物指向、安全指向など多様化する消費者ニーズに対応し、有機栽培や加工、ブランド化などにより、これまでの農業生産に新たな価値を加えて、収益性の向上を目指すこと

雇用就農 P 12

農業生産法人など企業等に、雇用される形での就農

市街化区域・市街化調整区域 P 14

市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域とされ、宅地造成等の開発行為は原則としてできない区域である。都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づいて無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るため、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分されている。

自給的農家 P 10

経営耕地面積が 30 a 未満、かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家

集約的農業 P 45

限られた土地に施設整備等を行い、効率的に栽培することでより多くの生産量の確保を目指す農業

食育 P 43

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるための教育活動

植物病虫害（病虫害） P 40

植物に害をもたらす病気や昆虫、微生物等

スマート農業 P 13

ロボット技術や情報通信技術（ICT）等を活用して、省力化や高品質生産を実現する農業

生産緑地 P 14

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づき、市街化区域内において良好な都市環境の形成に資するものとして、区市が指定した農地。生産緑地に指定されると税の軽減措置を受ける一方、営農が義務付けられる。

相続税納税猶予制度（相続税・贈与税の納税猶予制度） P 53

相続や贈与による農地の分散を防止し農業後継者を確保する観点から、相続税や贈与税の納税を猶予する税制上の特例措置。被相続人が死亡の日まで農業を営み、自ら農業の用に供した農地であることや、相続人が引き続き農業経営を行うことなどの要件がある。

多面的機能（都市農業の有する） P16

農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給以外の機能。自然環境の保全や防災機能、健康増進、教育、景観形成などがある。

地域計画 P37

令和4年の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の一部改正によって、基本構想を策定し、市街化区域以外の農地のある市町村が策定を義務付けられた計画。策定にあたって、市町村は農業者、農業委員会、農地バンク、農業協同組合、土地改良区などによる協議の場を設け、地域における将来の農業の在り方や、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める。また、担い手や農地の在り方を位置付けるために、10年後に目指すべき地域の農地の姿を描いた「目標地図」も併せて作成する。

地産地消 P15

「地域生産・地域消費」の略で、「地域で生産された農林水産物をその地域で消費する」こと。地産地消は、消費者の食への安全安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

低利用農地 P38

老木化した果樹等により生産性が著しく劣っており、管理が不十分な農地

東京都エコ農産物認証制度 P39

環境負荷の軽減と生産性の調和に留意し、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、それぞれ25%以上、50%以上、不使用の3区分。生産者は、農産物に認証マークを付けて販売することができる。



東京都エコ農産物の
ロゴマーク

特定生産緑地 P7

都市計画決定から30年が経過する日（申出基準日）が近く到来することとなる生産緑地について、区市長が、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延長する制度により生産緑地から移行した土地。

都市農業 P 3

都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）第 2 条の規定では、市街地及びその周辺の地域において行われる農業。東京都では、奥多摩町などの中山間地域や島しょ地域を除いて広く行われている。大消費地に近い利点を活かして、新鮮な農産物の供給のほか、自然環境の保全、良好な景観の形成、防災機能などの役割も担っている。

都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号） P 3

都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした法律。

本法律では都市農業の振興を国や地方自治体の責務として明確化するとともに、都市農業の多面的機能（防災、景観形成、教育など）を評価し、都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく位置づけが転換された。また、本法律に基づき国が定める基本計画をもとに、地方公共団体は地方計画を定めることが努力義務とされている。

都市農地 P 8

都市農業に供される農地。都では通常、市街化区域内にある農地を指している。国では、都市的な土地利用が進んだ地域の内部及び周辺の農地を「都市農地」としている。

認定農業者 P 11

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画）が、①区市町村基本構想に照らして適切、②その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切、③その計画の達成される見込みが確実、の基準に適合するとして、区市町村等から認定を受けた者。認定農業者には、低利の制度資金や経営改善計画の実現に向けた補助事業、農地流動化対策等の各種施策が重点的に実施されている。

農業委員会 P 7

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）（以下、農業委員会法という。）に基づき、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に加え、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、区市町村に設置されている。

区市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、農業委員は、合議体としての意思決定（農地の権利移動の許可の決定など）を行う。

農業会議（都道府県農業委員会ネットワーク機構） P 7

農業委員会法に基づき、都道府県から指定を受けた都道府県農業委員会ネットワーク機構。農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人または一般財団法人で、各都道府県に1つだけ設置されている。

東京都農業会議は、農業委員会法に基づき、昭和29年8月に東京都知事の認可法人として設立された。農業委員会法の改正により、平成28年4月1日に一般社団法人に組織移行されるとともに、東京都農業委員会ネットワーク機構として指定された。また、平成30年に都から「農地中間管理機構」の指定を受けて、農地中間管理事業を実施している。

農業協同組合 P 7

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された、農業者により組織された協同組合。営農指導・信用（資金の貸付・貯金の受入等）・共済・購買・販売・加工・共同施設・福利厚生施設など、農業だけでなく日常生活に至るまで、組合員が必要とする多方面の事業を行っている。

農業振興地域 P 37

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図るべき地域として、知事が指定した地域。この地域内では農地の転用が制限される。東京では10市町村（10地域）に農業振興地域がある。

農業用施設用地 P 53

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画で定める用途の一つであり、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、堆肥舎等）の用に供される土地

農地中間管理機構 P 37

農業経営の規模の拡大や農地の集団化を促進するため、市街化調整区域において、農地中間管理事業を実施する法人。農地中間管理事業とは、農地の貸し出しを希望する農業者と、規模を拡大しようとする農業者や新規就農希望者との間で農地の貸借を仲立ちする事業。東京都では（一社）東京都農業会議が都からの指定を受けて、農地中間管理事業を実施している。

農用地区域 P 37

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後、相当長期（概ね 10 年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

バイオマス P 39

生物資源（bio）の量（mass）を示す概念であり、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）。大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。

販売農家 P 10

経営耕地面積 30 a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家

ヒートポンプ P 39

主に電力を使用し、施設内外の熱交換により冷暖房を行う空調システム。施設園芸農業における冬場の暖房のために使用されている燃焼式暖房機をヒートポンプに置き換えるか併用することにより、温室効果ガスの排出抑制が期待される。

普及指導員 P 25

農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）に基づき、農業者に接して農業技術・経営に関する支援を行うため、都道府県に設置されている専門職員。

防災兼用農業用井戸 P 47

通常時は農業用水として農作物の栽培に利用し、災害時には自治体との協定等により周辺住民に生活用水などを提供する井戸。

みどりの食料システム法（環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減活動の促進に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）） P 8

環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図る法律。

都道府県と区市町村が、国が定めた基本方針に基づき、基本計画を策定することにより、農業者は環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に対して、国の支援を受けることができる。

遊休農地 P14

農地法第 32 条の規定において、①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と、②「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）のいずれかに該当する農地

有機農業 P39

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した生産方法を用いて行われる農業

緑農住 P21

農地や里山、屋敷林等の農的土地利用と住宅地が一体となっている空間

DX（デジタルトランスフォーメーション） P22

デジタル技術を駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること

GAP（農業生産工程管理、Good Agricultural Practice） P27

農産物の安全確保、環境の保全等様々な目的を達成するため、農業者自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の計画を立て、点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見いだし、④次回の作付けに活用するという一連の工程管理手法。東京都では、持続可能な農業生産と地産地消を推進するため、平成 30 年 4 月より、農林水産省の「GAPガイドライン」に準拠し、都市農業の特徴を反映した「東京都GAP」を推進している。

SDGs P21

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）。平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成されている。農業との関連も多岐にわたり「2 飢餓をゼロに」や「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「8 働きがいも経済成長も」、「11 住み続けられるまちづくり」などがある。

参 考

東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画

東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画（案）

令和 年 月 日

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第1項に基づく基本計画として、「東京都環境保全型農業推進基本方針」及び「東京都有機農業推進計画」を位置付けることとし、同条第2項に定められた項目については以下のとおりとします。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

(1) 東京都エコ農産物認証制度の推進

「東京都エコ農産物認証制度」とは、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料使用削減の技術を導入し、都が定めた基準より化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を都が認証する制度で、環境負荷を低減する取組の一つです。都内農業者の東京都エコ農産物認証制度の取得を推進し、目標値を以下のとおり定めます。

| | 現状 (令和4年4月1日現在) | 目標 (令和9年度末) |
|---------------|--------------------|----------------|
| 東京都エコ農産物認証取得者 | 527名 | 587名 |

(2) 東京都GAP認証制度の国際水準への適合

GAPは、農業を持続的に行うための生産工程を管理する取組であり、環境負荷の低減、生物多様性の保全や地球温暖化防止等への寄与も期待できます。

令和4年3月、国はGAPのガイドラインを国際水準に対応できるものへと引き上げ、持続可能な農業生産の取組を更に推進することとなりました。都においても、国際水準に適合した新たな「東京都GAP認証制度」をつくり、認証取得者の確保に取り組んでいきます。

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動として、化学合成農薬及び化学肥料の使用削減と土づくりの推進、有機農業の推進、温室効果ガスの排出削減、農業用プラスチックの適切な利用と処理、GAPの推進の取組を位置付けることとし、その促進を図るため以下の取組を推進します。

(1) 化学合成農薬及び化学肥料の使用削減

化学合成農薬及び化学肥料の使用削減を図るため、下記の取組を推進します。

- ア IPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践
- イ 土壌診断に基づく施肥技術の見直し
- ウ 東京都エコ農産物認証制度の普及・拡大

これらの取組と併せ、化学肥料の使用量削減に向けた基本的な技術となる堆肥等の施用による土づくりを推進します。

(2) 有機農業の推進

有機農業は、化学肥料や化学合成農薬を使用しないことと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを本旨とした農法のひとつであり、環境負荷の低減が可能で物質循環機能や都市環境の改善に貢献します。

都は、東京都エコ農産物認証制度における「東京エコ100」[※]を有機農業への取組と位置付け、下記の取組を推進します。

- ア 有機農業に取り組んでいる・新たに取り組む生産者への支援
- イ 有機農業に関する技術の整理
- ウ 普及指導の充実

※ 化学合成農薬と化学肥料を削減して栽培された農産物を都が認証する制度。「東京エコ25」「東京エコ50」「東京エコ100」の区分があり、「東京エコ100」は、栽培期間中、化学合成農薬及び化学肥料を使用せず生産した農産物であることが要件。

(3) 温室効果ガスの排出削減

農業においても、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスを排出することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。そのため、農業機械・器具の適切な点検・整備、施設の破損部分の補修、施設内環境の改善、作物別の温度管理など、省エネルギー対策に努めます。

また、燃油暖房装置が設置された施設におけるヒートポンプの導入などを推進し、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

(4) 農業用プラスチックの適切な利用と処理

農業においてはプラスチック資材が多く利用されています。特に、防虫ネットやマルチ、近紫外線除去フィルム（UVカットフィルム）などは、化学合成農薬の使用を削減する上でなくてはならないものです。このため、これらの資材を利用する際には、必要最小限にとどめ、再利用や利用後の適切な処分を推進します。また、マルチについては用途に応じて生分解性マルチを利用することを推進します。

(5) GAPの推進

GAPに取り組むことにより、IPMの実践、土壌診断に基づく施肥技術の見直し、温室効果ガスの排出削減などにつながることから、(1)～(4)に掲げる環境負荷低減事業活動の推進に当たっては、GAPも併せて推進します。

3 特定区域を定める場合における当該特定地域の区域設定の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

今後、現場の実態を踏まえつつ、区市町村と連携して、特定区域の設定を検討します。

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、下記の技術も併せて活用することで、より、環境負荷低減効果が期待できるため、普及を推進します。

(1) 養液栽培技術

本技術は、土壌病害が発生しないため、化学合成農薬の使用回数の削減が期待できます。また、近年、東京都農林総合研究センターが開発した「東京エコポニック®」は、廃液を系外に排出しないため、環境負荷の低減につながります。

(2) スマート農業に関する技術

栽培施設における環境制御技術やその関連技術を開発・活用するスマート農業により、温室効果ガスの排出削減等の環境負荷低減が期待できます。

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減の取組の拡大を図るためには、生産者、消費者、食品事業者等が農業生産における環境負荷低減の取組の意義や目的を共有した上で、生産者の主体的な取組とそれに対する消費者の理解と支援が一体的に行われることが必要です。そのため、環境負荷低減の取組によって生産された農産物を消費者等が購入したくなるよう、東京都エコ農産物やGAP認証農産物の価値をPRし、販路拡大・販売促進を支援します。このことにより、生産者の取組意欲の向上にもつながります。

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

農業生産における環境負荷低減の取組を進めていくためには、都と区市町村が一体となって推進していく必要があることから、区市町村の農業振興計画等の策定や見直し等の機会において都が助言するなど、区市町村の主体的な取組を促進します。また、JAグループ等の農業者団体が取り組んでいる土づくり、農業用プラスチックの適正処理、GAPの推進等の取組とも連携して、環境負荷の低減を図り、持続可能な農業の実現をめざしていきます。